

## 第444回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開 催 日 時	令和4年7月7日 木曜日 10時00分～11時20分					
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室					
出席委員	公益代表委員	栗田 真人	木村 弘	高見 俊也	本間 学	
	労働者代表委員	大塚 佳代	徳本 喜彰	増田 明朗	南 芳雄	村上 和幸
	使用者代表委員	尾崎 良一	眞田 昌則	敷波 利子	橋本 政人	深見 正裕
	欠 席 委 員	公益代表委員 中村 雅代				
	事 務 局	長嶋労働局長 岡村労働基準部長 川崎賃金室長 南出課長補佐 春名賃金調査員 西宮労災・労働保険調査員				
議 題	1.開会 2.石川労働局長挨拶 3.議題 (1) 石川県最低賃金の改正決定について 議事録署名確認者の取扱いについて 石川県最低賃金の改正決定について（諮問） 関係労働者及び関係使用者の意見聴取について 専門部会委員の選出について 最低賃金審議会令第6条5項の適用について 令和4年度の最低賃金審議会の改正審議日程について (2) その他 資料説明 その他 4.閉会					
議 事 内 容	・別紙のとおり					

令和4年度 第444回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和4年7月7日(木)

10時00分~11時20分

金沢駅西合同庁舎 別館2階共用第2会議室

【事務局】補佐

報道関係者の方にご案内いたします。

テレビカメラ等による撮影につきましては、会議の冒頭から諮問文の交付までとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員のみなさまお揃いですので始めさせていただきます。

本日は公益委員の中村委員から所用により欠席する旨のご連絡をいただいております。現在、15名中14名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数委員の3分の2以上、又は、公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告します。

また、本日の審議会は公開となっており、傍聴希望者は3名が入っております。

次に、お手元の資料で第444回石川地方最低賃金審議会と表示がある資料の1ページ目に委員の皆様方の名簿をお付けしております。

令和4年度は、労働者代表の増田委員、村上委員が新たに委員に就任しております。新しく委員になられた、増田委員、村上委員の順に一言ご挨拶をお願いします。

【増田委員】

労働者側代表として今年から最賃の委員をさせていただきます、UAゼンセン石川県支部の増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【村上委員】

おはようございます。この度新たに委員になりましたJAM北陸の村上と言います。前任黒谷だったと思っています。その後任ということでございますのでよろしくお願いいたします。

【事務局】補佐

続いて、事務局を紹介させていただきます。

石川労働局長の長嶋、労働基準部長の岡村、賃金室長の川崎、調査員の春名、西宮、そして、私、課長補佐の南出です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、長嶋労働局長よりご挨拶申し上げます。

【事務局】局長

改めまして本年3月31日付けで石川労働局長を拝命いたしました長嶋ござい

ます、よろしくお願いいいたします。失礼ながら着座をしてご挨拶を申し上げさせていただきます。皆様方には、御多用のところ、石川地方最低賃金審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、労働行政全般に渡り、ご理解とご協力を賜っておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、最低賃金制度につきましては、一定水準を下回る低賃金を解消して労働条件の改善を図ることを目的としておりますが、あわせて労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待されております。国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしているところでございます。

6月28日には、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、本年度の地域別最低賃金額改定の目安について、6月7日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意した調査審議を求める旨の諮問を行ったところでございますが、その際、厚生労働大臣からは冒頭、「最低賃金の引上げに当たっては、企業が賃上げしやすい環境整備が必要であり、政府全体として賃金引上げの機運の醸成に向けて取り組むもので、最低賃金審議会の委員の皆さまには、できる限り早期に全国加重平均1,000円の実現に向けて、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかりした議論をお願いしたい」旨の発言があったと聞いております。

当審議会におかれましては、こうした状況につきまして十分に配慮していただきますとともに、審議会方式により決定する最低賃金額は、労使の意見が一致することで強制権を行使する上での説得力が補強されることとなることから、今年度におきましても、全会一致による採決が得られるよう、審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。皆様方には更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

【高見会長】

それでは、議事にはいりたいと思います。

遅れましたが会長の高見でございます。今年もよろしくお願い申し上げます。

それでは議題3(1) 議事録署名確認者の取扱いについて事務局から説明お願いいいたします。

【事務局】室長

私の方から説明さしあげたいと思います。改正決定の諮問に入る前になんですけれど昨年度ご審議いただいた内容の確認という意味で説明させていただきたいと思っております。内容的には議事録署名確認者の取扱いについてとなります。

昨年度の審議会におきましていわゆる「押印原則の見直し」が進められましたこ

とを踏まえまして、委員の皆様方からのご承認をいただきまして、石川地方最低賃金審議会の各運営規程の署名の手續の箇所を削除させていただいたところです。

しかしながら、事務局といたしましては議事の内容の信頼性を担保するためにも、公労使各委員の皆様の確認いただきたいと思っておりますので、今年度も議事録の内容の確認をいただきたいと考えております

【高見会長】

ただ今の説明につきまして委員の皆様ご意見いかがでしょうか。

労働者側の皆さんよろしいでしょうか。使用者側の皆さんよろしいでしょうか。特にご意見ないようですので、今年度も昨年度と同様の取扱いとしたいと考えます

それでは、今年度も引続き、議事録の内容を確認することにいたしまして、議事確認者を指名させていただきたいと思えます。

まず公益委員側は私高見が行いたいと思えます。労働者側は南委員お願いいたします、使用者側は橋本委員お願いいたします。

それでは、次の議題にうつりたいと思えます。

議題 3 ( 1 ) の石川県最低賃金の改正決定の諮問についてとなります。

( 諮問文を読上げた後、会長に手交。)

【高見会長】

ただ今、諮問をお受けいたしました。

【事務局】補佐

諮問文の写しは、お手元の資料 2、3 ページでございますので、ご確認下さい。  
それでは、恐れ入りますが、報道関係者の方には、これ以降のテレビカメラ等による撮影・録音についてはご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。

【高見会長】

諮問文の写しはご確認いただけましたでしょうか。よろしいでしょうか。  
よろしければ、今回の諮問内容につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】室長

令和 4 年 6 月 7 日に開催をされました第 8 回経済財政諮問会議・第 9 回新しい資本主義実現会議の合同会議におきまして議論され、その後、閣議決定しました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」には「最低賃金については、生計

費、賃金、賃金支払い能力を考慮しつつ、引き上げを図り、できる限り早期の全国加重平均 1,000 円実現に向けていきたいとし、引き上げに当たっては、企業が賃上げしやすい環境整備が必要であることから政府全体として、賃金引き上げの機運の醸成に向けて取り組んでまいりたい」との政府の考え方が示されております。

この政府の取組を視野に入れながら、目安は、これらに配意をした上で、審議されるよう、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会へ諮問されているところです。

当石川地方最低賃金審議会におきましても、これらに配意した審議となるようお願いしたいと思っております。

【高見会長】

ただいまの説明につきましてご質問等おありでしたらご発言をお願いいたします。

労働者側の皆さんよろしいでしょうか。使用者側の皆さんよろしいでしょうか。

質問がないようでございますので、次に、議題 3(1) にうつります。石川県最低賃金の改正についての諮問を受けまして、今後、調査審議を行うにあたりまして、関係労働者と関係使用者の意見を聞くことが必要となりますので、その手続きについて事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】補佐

それでは、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく、関係者からの意見聴取について説明いたします。

最低賃金審議会の条文につきましては最低賃金決定要覧の 144 ページに掲載されておりますが、抜粋したものを資料として、資料 4、8 ページにお付けしております。

最低賃金法第 25 条第 5 項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされていることから、一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。公示日は、本日 7 月 7 日木曜日に行います。意見書の提出期日につきましては、令和 4 年 7 月 25 日月曜日までといたします。

また、併せて、最低賃金法第 25 条第 6 項では、「最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする。」とされております。

意見聴取は、公示によって提出された意見書によるほか、審議にあたってその意見を直接聴く必要があると認められる場合には、会議の場でその意見を聴くとされておりますので、よろしくお願いいたします。

【高見会長】 それでは、意見聴取につきまして、ただ今の説明のとおり取扱うということによろしいでしょうか。

【各側委員】 (異議なし)

【高見会長】 それでは、事務局で公示手続を進めてもらいたいと思います。  
次に、議題(1)の に移ります。

改正決定の調査審議につきましては、石川県最低賃金専門部会を設置して行うこととなりますが、この専門部会の設置につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】補佐 専門部会委員の任命・手続き等について説明します。

最低賃金法第25条第2項の規定により石川県最低賃金専門部会を設置し、専門部会の委員については、最低賃金審議会令第6条において、専門部会は公労使各3名以内の同数をもって組織することとなっております。

公益委員の代表については労働局長が任命し、労働者代表委員、使用者代表委員については、関係労働組合又は関係使用者団体から推薦のあった候補者のうちから労働局長が任命することとなっております。

労使各委員の候補者の推薦については、本日7月7日木曜日付けをもって推薦の公示を行います。推薦の締切日は、7月25日月曜日を予定しております。

【高見会長】 よろしくお願いいたします。

次に、本審議会の運営小委員会の設置について確認させていただきたいと思ます。

運営小委員会は、石川地方最低賃金審議会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要に応じまして開催することとし、今年度も設置するということによろしいでしょうか。

【各側委員】 (異議なし)

【高見会長】 運営小委員会の公労使各3名の委員は会長が指名することとなっております。ただし慣例によりまして労使双方から推薦をお願いしたいと思います。  
まず、労働者側のみなさんいかがでしょうか。

【南委員】 南、徳本、村上でお願いします。

【高見会長】 はい、了解いたしました。次に、使用者側はいかがいたしましょうか。

【橋本委員】 従前どおりでお願いしたいと思います。

【高見会長】 はい、橋本委員、敷波委員、尾崎委員、承知いたしました。それではただいまご推薦のあったとおり、労働者側は南委員、徳本委員、村上委員よろしくお願いいたします。使用者側は、橋本委員、敷波委員、尾崎委員ということでお願いいたします。公益委員につきましては、私の高見の他に、中村委員、栗田委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題3(1)の「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」にうつります。最低賃金審議会令第6条第5項につきまして、事務局から説明お願いいたします。

【事務局】室長 条文につきましては抜粋した資料としまして資料ナンバー3の9ページをご覧ください。中ほどにグレーになっているそちらになります。

最低賃金審議会の意思決定は、原則的には総会の議決によってなされるべきであり、専門部会を置いた場合においても、当該専門部会の意思決定がそのままでは最低賃金審議会の意思決定にはならず、改めて最低賃金審議会の議決を経て、初めて意思決定となるものです。ただし、最低賃金審議会令第6条第5項には「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」となっております。

従いまして、事前の審議会での議決があれば最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるものとされており、同項を適用することにより全会一致での結審となった場合には、後日、改めて審議会の決議が不要となります。

【高見会長】 ただ今の説明につきまして各側委員の皆様のご意見いかがでしょうか。労働者側の皆さんよろしいでしょうか。使用者側の皆さんよろしいでしょうか。

【各側委員】 (異議なし)

【高見会長】 ご異議なしと承りました。それぞれの専門部会における決議が全会一致で行わ

れる場合に限って、最低賃金審議会令第6条第5項を運用し、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると思いたししたいと思います。

続きまして、議題3(1)の令和4年度の最低賃金の改正審議日程につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】補佐 お配りしております資料 6、11 ページに、「令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」を、併せて資料 7、13 ページに昨年度の審議会開催状況を示す「令和3年度石川地方最低賃金審議会開催状況」を参考としてお付けしております。次回の第445回の審議会において、目安金額の伝達を予定しております。今後の中央最低賃金審議会の審議予定でございますが、現在、事務局では、7月27日水曜日には、目安が示されるとの見通しを持っております。

併せて、事前に皆様にお聞きした日程調整の結果を考慮しますと中央最低賃金審議会の目安を受ける形で、7月29日金曜日午前9時30分からの開催を考えております。全国の審議状況を参考とし、さらに、昨年度より2日早い10月5日発効を目指す場合には、「令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」に示されているとおり、8月9日火曜日までに答申要旨の公示日を設ける必要がございます。専門部会の開催日程につきましては、7月29日金曜日から8月9日火曜日までの間に4回の専門部会開催は必要であると判断し、8月9日火曜日までに答申をいただきたいと考えております。

審議会・専門部会の開催予定につきましては、委員限り資料としてお付けさせていただきますのでご確認をいただければと思っております。

【事務局】室長 私から若干ご説明をさせていただければと思います。

今ほどご説明ございましたように10月5日発効と一応日程の予定をお示しさせていただいております。本来であれば10月1日発効に向けて事務局として調整すべきだったんですが4月の中旬から下旬にかけて委員の皆様からの日程を確認させていただいたところ、8月5日に答申をいただければ10月1日という形になるのですが如何せん日程調整ができずに今回この10月5日というような日程をお示しさせていただいております。

【高見会長】 ただ今事務局からは、中央最低賃金審議会の目安の答申の見通しと昨年度より2日早い10月5日発効を念頭においた審議日程が説明されました。現時点での各委員のご都合等はいかがでしょうか。

【橋本委員】 いいですか。10月5日に発効と決めていくと最終的には8月9日が第4回の専



門部会になるという想定でよろしいですか。

【事務局】室長 9日はあくまでも、今ほどお話ししたように審議会の日程で10月1日ということであれば5日までに答申を頂きたいんですけども、如何せん5日までその間にこの予定で行くと7月29日に第1回の専門部会をしまして8月の5日までの間に3回を入れる日時と日程が取れなくなりまして、結論的には9日になりました。結局、日程調整がうまくいかずに8月9日になってしまいました。

【橋本委員】 珍しくわかりにくい話で。9日が最終の専門部会と理解すればよろしいですか。

【事務局】室長 そうです。今事務局で皆様の日程調整した結果8月9日が皆様の日程的にも大丈夫であってその日を第4回にもってきたところ発効日が10月5日になってしまいました。ただ本来であれば10月1日というものを例年通り設定するのであれば8月5日を第4回専門部会に持ってこないといけないんですけど、ご都合がつかなくて10月5日発効の専門部会しか開催できなくなりました。結局調整できなくなっただけです、すいません。

【橋本委員】 最終的には9日部会があるということによろしいですか。

【事務局】室長 事務局としては8月9日で第4回を設けたいと思っております。

【橋本委員】 要はこの日に設けないと、8月5日には結審の日程がつかなかったということですか。

【事務局】室長 そうです、そういうことです。申し訳ありません。

【尾崎委員】 いいですか。調整つかずに5日9日になるというのはこれまで、どういう日程で予定を組んでるのかそこを言っていたかないと、ただ5日やっても、もし都合が悪い人が出てくるとまたできなくなってしまう。だから日程調整した結果こういうことになりましたという説明がないと私たちいつ、いろいろ調整されてましたけどいつ1回目が開いて2回目が開いてということがわからない状況の中で、今から調整する話だったらこの5日も9日もまったくフアジーな話になりますので。

これまで調整して、こういう結果になったので9日しかできないとか、5日は無理だったとかそういう説明ないと、調整できなかっただけで本来は10月1日付け

が、そこを目指すという形なんだろうけども、日程調整つかないそれぞれによって地方によってバラバラでやむを得ないという考え方で、それは日程調整つかないからやむを得ないということで今回の形になったんでしょうけども、そのところスケジュールある程度示しておかないと、5日また都合つかなくなったらどうすればいいかとか。

【事務局】室長       そういったところを事務局で整理しますと、4月の中頃から5月の頭にかけて皆様の方から日程を出していただきまして、日程として7月7日29日というのは8月2日というのは委員限りで日程をつけさせていただいております。この日程を今お示をさせていただきます。ただし10月1日発効。

【大塚委員】       どこに載ってるって言ってないからわかりにくいんじゃないですか。  
日程表が最後に付いてるって言ってないからみなさん。

【事務局】室長       そうでしたら、一番最後の資料、委員限りという資料をおつけしております。

【尾崎委員】       何ページですか。

【事務局】室長       最後です。もう一度整理をさせていただきます。委員限りという資料が最終に綴っております。この日程につきましては4月の半ばから5月にかけて事務局に方で皆様の日程を確認させていただいております。調整した結果このような日程になっておりまして発効日が10月5日となっております。ただし10月1日で発効せよということであれば8月5日金曜日が最終日となっております。この説明でわかっていただけましたでしょうか。事務局としましては皆様の日程から考えましてこの日程でいきたいと予定しております。

【高見会長】       委員の皆さん日程ご覧になっていただけますでしょうか。

【徳本委員】       この日程、以前メールでもらってませんでしたか。

【事務局】室長       私ども5月にお示した資料日程と変わっておりません。

【徳本委員】       わかりました。

【橋本委員】       いいですか。

この中でいくと8月19日の日程で特定最賃の必要性の事前審議の一番大事な審議の日程これは変更可能なんかな。

【事務局】室長 逆になんですけど委員様に決めていただきましたので、いつ頃ということこの日以外であれば言っていたらいい。ただ26日の審議会ございますので、その前にはお願いしたいなと思っております。

【橋本委員】 元々は18日か19日と聞いて日程表書いてあって、18日でお願いしたいなと思ってたけど、結果19日になったということは18日に誰か都合の悪い人がおいでたということですか。

【事務局】室長 逆にそうしましたら18日で、労使の皆様ご指名いただきましたけども18日で大丈夫であれば。

【橋本委員】 22日でしたらだめなんですか。22か17やね。

【大塚委員】 調整した表、今日お持ちじゃないんですか。

【橋本委員】 調整してもその後に用はいることもあるんですよ。だからなかなかその辺微妙なところなので、ここで再度調整しないと。

【事務局】室長 事務局からなんですけど、5月のいただいた時点の日程でオッケーということで調整をさせていただいて、それを皆様にメールにて差し上げております。如何せんお忙しい委員の皆様なので、それ以降に入ってくる可能性もあります。で今回私どもあくまで予定というふうにお示ししているように、ここで最終の確認をとっていただきその日程で審議を進めたいということで、橋本委員の方からお話がある19日ちょっと具合が悪いということであれば。この場で委員が決まっておりますので今具体的にいついつと個別にとなんなりと調整をさせていただきたいと思っております。

そうしましたら、17日と22日につきましては後からでもよろしいですか。会場の具合を見ましてここで調整可能であればさせていただきますので。状況を見ますので。

【高見会長】 今は会場の空き具合をみているんですか。

【事務局】室長        はい、今、会場の空き具合見てきますので。

【高見会長】        そうでしたら、今は運営小委員会の日程の話ですね、橋本委員の話は。

【橋本委員】        そうです。

【高見会長】        そしたら、運営小委員会は、運営小委員会委員の皆さんの日程調整はまたすり合わせることにしてこの場は先に進めさせていただいてもよろしいですか。

      はい、運営小委員会の方は今会場の空き具合とかいろいろ見ましてまた検討させていただくということにいたしまして、その他の日程につきましてはいかがでしょうか。本審、専門部会の日程につきましてはいかがでしょうか。労働者側の皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【労働者側委員】    はい。

【高見会長】        労働者側の皆さんよろしいということで承知いたしました。使用者側の皆さんいかがでしょうか。

【使用者側委員】    はい。

【高見会長】        公益委員の皆さまもよろしいですか。

      そうでしたら運営小委員会につきましては後ほど、本審終わってから検討させていただくということでよろしいでしょうか。

      そういたしましたら、運営小委員会以外につきましてはこの日程で審議を進めさせていただきますと思います

      それでは次に、議題3(3)の 資料説明に入りたいと思います。配付資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】室長        日程調整につきましては改めてご案内いたしたいと思います。

      配布資料を説明させていただきます。本日の配布資料なんですけれども、若干多くなっております。本日の審議会の資料、式次第と一緒に付けております石川地方最低賃金審議会資料目次、ナンバー振ってある1から11まで振ってある資料と、別冊1、別冊2、別冊2の2、別冊2の3となっております。

順番にご説明をさせていただきます。

まず最初に資料ナンバー、 1 から 11 までの資料になります。こちらにつきましては 1 から 7 につきましては、今ほど本日の議題の方で説明をさせていただいておりますので資料の説明は省略させていただきたいと思います。年度が平成 19 年度から平成 24 とがございますけれどもこの資料をおつけしております。

次資料の 14 ページと 15 ページご覧ください。こちら、石川県最低賃金額と特定最低賃金額の過去の審議状況について資料としてお付けしております。

資料 10 の 16 ページから 19 ページになります。こちらは、令和 3 年度の全国の業務改善助成金の申請及び交付決定件数、具体的に 16 ページがこれ全国の状況になります。これをみていくと 17 番石川局なんですけども 66 件ということになります。これは特別コースがございまして 2 件で合計昨年度 68 件ございました。全国で 27 番目になっております。後の 17 ページが平成 25 年から令和 4 年までの申請件数・交付決定件数の一覧となっております。後 18 ページが昨年度、小均室の方で受付をしました助成金の関係の内訳となっております。18.19.となっております。後 20 ページから 35 ページまでなんですけどこちら賃金室で 4 月中旬に各使用者団体様に、業務改善助成金の最賃引き上げる前に活用してくださいねということで賃金室長名でこういう依頼をさせていただいた文章となっております。

次に、別冊 1、2 に移ります。別冊 1 につきましては、主に県内の経済指標になります。一枚めくっていただいて 1 ページから 2 ページまで、連合石川さんが集計された資料でございます。6 月 24 日発行のもので、6 月 24 日 17 時時点の受結金額は加重平均で真ん中あたりに書いてございます 5,532 円、賃上げ率 1.99% となっておりますと書いてあります。この状況はコロナ前の 2019 年に次ぐ水準であるとし、金額面では昨年を 656 円上回っていると記載されております。

3 ページ、4 ページをご覧ください。こちら石川県経営者協会さんから送っていただいた資料になります。これは 6 月 3 日時点のものとなります。こちらの事業規模、地域別での調査結果が記載されております。

5 ページから 8 ページご覧ください。これは私どもたまたま何かいい資料ないかなと確認していたところ、石川県中小企業団体中央会で作成をしております情報連絡員の皆さんが 5 月の景況の変化とその原因や現状についてということでですね、製造業、非製造業に分けまして、さらに業種ごとに調査をされておりました。本当に今の石川県内の状況がわかるような資料となっております。細かく調査されているなと思っております。見ていただければと思います。

次 9 ページ以降になるんですけど、内閣府、北陸財務局、日本銀行金沢支店、石川県から発表されているものをそれぞれ、お付けしております。

内閣府発表の資料は、全国規模で見た経済状況を、北陸財務局の発表の資料は北陸3県の経済状況を、日本銀行金沢支店、石川県から発表されている資料につきましては、県内の経済状況を示す資料となっております。

別冊2の1、こちらは厚生労働大臣から中央最低賃金審議会あてに諮問した際の諮問文の写しをお付けしております。

次に、別冊の2-2、こちらは中央最低賃金審議会の第1回を目安小委員会に配付された資料をお付けしております。

こちら資料1ページから56ページまでになるんですけども、こちらにつきましては主要統計表となっております。これの構成なんですけれども全国統計編、都道府県統計編、業務統計編の3つの構成になっております。この資料には有効求人倍率の推移、賃金・労働時間の推移など、あと本年6月3日で集計されております賃上げの妥結状況や最低賃金の履行確保の監督指導結果などが記載されております。

次の57ページから62ページまで、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・新しい資本主義実行計画工程表から関係した部分を抜粋した資料となっております。

このうち58ページをご覧ください。上から6行目から9行目にかけてアンダーラインが引かれていると思います。そちらの方をご覧ください。読み上げます。「また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。」と記載されております。次、62ページに、新しい資本主義実行工程表が示されております。

次の資料ナンバー3は、63ページから68ページまでになります。こちら経済財政運営と改革の基本方針2022から関係部分を抜粋した資料となっております。

この資料の2枚めくっていただいて66ページをご覧ください。上から2行目から8行目にかけてアンダーラインが引かれていると思います。読み上げます。「また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、

しっかり議論する。」と記載されております。

次、資料ナンバー 4 になりますけれどもこちらのページ数は 69 から 96 までになってございます。これは何かと言いますと、この資料には、新型コロナウイルス感染症関係、内閣府が毎月発表している月例経済報告の今年 1 月から 6 月までの「日本経済の基調判断」、今年の賃上げの妥結状況、地域別・産業別の状況、消費者物価の動向、経済対策・中小企業への支援策について記載されております。

最後に、97 ページから 120 ページまでなんですけど、最低賃金に関する調査の報告書となっています。こちらにつきましては 3 つの最低賃金に関する報告になっております。具体的に言いますと、株式会社三菱総合研究所が受託し、調査しました「最低賃金に関する報告書の概要」となります。次、108 ページからなんですけどこちら労働政策研究・研修機構が調査しました「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」ということで 2021 年の概要の速報がついております。最後が 115 ページになりますけれども、こちらが三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社が受託しまして、調査した「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」2022 年の概要速報となっております。

資料に関係したことはこれになりまして、最後に、別冊の 2-3 がついているかと思えます。この資料につきましては、去る 6 月 30 日に全労連東海北陸地方協議会さんから石川労働局長と石川地方最低賃金審議会会長あての要請をお受けしております。当最低賃金審議会会長あてでもありましたので、本日の資料としてお付けしております。

これらの資料につきましては、今後の審議の参考にしていただければと思っております。

【高見会長】 ただいまの資料説明につきまして、質問ご意見等ございませんでしょうか。労働者側の皆さんよろしいでしょうか。使用者側の皆さんいかがですか。

【尾崎委員】 ちょっといいですか。

【高見会長】 はいどうぞ。

【尾崎委員】 資料の業務改善助成金の 16 ページの話なんですけど、これまで低調だったのに 3 年度に、17 ページに出てるんですけどただこれは増えた理由というのはコロナの関係もあるのかなと思ってるんですけど、なにかも増えた理由を労働局の方で分析されてるようでしたら教えていただきたいなと思えます。それから申請件数に対し

て採択が合計3年度、それまでは大体同じようにきてるんだけど、3年度が若干採択件数が落ちてるんですけど厳しい査定だったのか内容が、条件が合致しなかったのか、今最低賃金アップの一つの事業者さんの負担を軽減するような形のサポートがこの業務改善助成金だと思うんですが、これをしっかりもう少しなるべく多くの方に利用していただいてそして賃金の上昇に理解いただくツールなると思うんですが2年度から3年度にかけて大幅な申請件数採択件数あったんですが、また今後ともしっかりPRしていくことが大切だと思いますのでそういう面で質問というか要望をお願いしたいと思います。

【事務局】室長           ご存じのように、昨年度かなり助成金の改正、制度見直しをさせていただいております。周知についても雇均室というか、基準部全体として周知をさせていただいて、結果的に件数が増えていると聞いております。

【尾崎委員】           簡単に言えば使いやすくなったということなんですか。

【事務局】室長           私どもの方はそう聞いております。雇均室の方もかなり件数が多いと聞いております。かなり制度的には見直しをされたというふうに聞いております。

【尾崎委員】           これは採用件数がかなり厳しいようになっているんですけど、これもやはりキチンとしたルールも基づいて審査されて決定してると思うんですがちょっとせっかく出したのに駄目だったとか、そういうことも含めて今後の、さらに条件内容を変えるとかそういったこともまたよろしくお願いしたいと思いますけども。

【事務局】室長           はい、個別案件なので私どもどういう状況でなっているのかわからないんですけど、その辺またお伝え、ご意見賜ります。

【高見会長】           尾崎委員、よろしいですか。

【尾崎委員】           はい。

【高見会長】           今、業務改善助成金ですけど、今年度はこの後また拡充なり改正されたりするという見通しはいかがですか。

【事務局】室長           正直この場でたればの話はできないので、一応今年4月からお示ししてるの



は去年の2月からの制度を引き続きというふうに聞いております。内容的には変わってないです。ただご質問いただいたように今後、この制度がどのように拡充なりもっと使いやすくなる可能性はないとは言えないというか、拡充されると事務局の方としては逆に期待しております。

【高見会長】

是非そのように働きかけていただきたいなと思います。

その他ご質問等はよろしいでしょうか。

敷波委員よろしいですか。橋本委員よろしいですか。

ご質問ないようですので委員の皆様におかれましてはこれらの資料をご覧いただきまして、今後の審議の参考としていただきたいと思います。

その他これまでの審議に関連いたしまして、委員の皆様の方から、質疑等がありましたらご発言お願いいたします。

労働者側の皆さんよろしいでしょうか。

【徳本委員】

目安の金額が出た後、その金額をベースにいろいろ検討したと思うんですけど、去年は特例な金額だったと私は思っておりますが、今年どうなるかわかりませんがやはり今年目安を決めていく上での途中経過などを事務局の方々は途中把握できてその状況なんかを今後のために生かしていくということは可能なんでしょうか。

去年は中身がわからずに結構いろいろ苦勞をした思い出がありますのでもし途中経過、今の時点からとれるものがあればとっていただいてまた情報いただければ大変ありがたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

【事務局】室長

正直言って私どもの方は、厚生労働省ホームページから引っ張ってくる資料とか、資料とかは提供あるんですけどこんなのだしますよというのは。ただ今このような議事の内容というのは私どもわかりません。それは後日メールなりなんなりで、こういうことこういうことがありましたよと。それがすべて私どもが入手できるのは正直ないです。私ども教えてくださいと、初めて開いて、ええという感じです。私ども聞いているのは今年去年のような強行ではないですけど納得いかないような審議で打ち切らないと。今年徹底して審議して、その結果を目安としてお示しをする、逆に説明できるかわかりませんが、最悪採決になったとしても労使の皆さんが納得したものについてお示しをすると、先日7月1日の全国会議で聞いております。私どもも一緒にホームページでなり、なんなりで自分から見ながらしている以外、本当に本省から送られてくる情報を頼りにするしかないのが現状です。

【徳本委員】 わかりました。

【高見会長】 よろしいですか。

はい、今徳本委員ご発言されたように、できるだけ情報がわかりましたら逐一教えていただきたいなと思うのと、納得いくまで中央審議されるということなんですけどその結果について、またその結果について納得いくような説明をぜひしていただきたいなと、切に希望いたします。中央の方にまたそういう場がありましたらお伝えください。その他にいかがでしょうか。使用者側の皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。公益の皆さんよろしいですか。ご意見無いようですので、続きまして、議題3(2)の その他ですが、事務局から連絡事項等があればお願い致します。

【事務局】補佐 本日、お配りしました資料につきましては、次回以降の審議会では同じものは配付しない予定ですので、お手元のファイルをご活用の上、お持ちいただきますようお願いいたします。

次回の本審議会は、7月29日金曜日午前9時30分から、本日より同じ共用第2会議室で開催いたします。

【高見会長】 次回の本審議会も公開とすることといたします。

以上を持ちまして、本日は終了と致します。

皆様お疲れさまでした。